

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N521
2014・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

自衛隊機 夜間飛行の差止めを認める—第4次厚木基地爆音訴訟の報告…………… 関守麻紀子
北海道における憲法を守る取り組み…………… 中島 哲
戦争をさせない! 集団的自衛権行使容認を認めない取り組み (あいち)…………… 矢崎暁子
集団的自衛権行使を許さない法律家7団体の取り組み…………… 深井剛志
原発労働・除染労働弁護団結成のお知らせとお願い…………… 広田次男
強制帰国未遂事件—研修生に対する人権侵害の実態…………… 茂呂信吾

ロースクールの実情と法曹養成

給費制—未来の法曹のためにも—…………… 清田美喜

法曹養成問題の新局面 風雲急を告げる予備試験制限問題…………… 森山文昭

検証:「新時代の刑事司法」の背景と実像 (第1回) 問題提起…………… 立松 彰

新刊|旧刊 「あなたの福島原発訴訟」をおすすめします!…………… 池上 遊

2つの議長声明を公表…………… 青法協弁学合同部会

- 軍国主義教育への反省を無にし、教育への政治的介入をもたらす
地方教育行政法「改正」案の廃案を求める議長声明
- 閣議決定による集団的自衛権容認の動きに反対する緊急声明



長野・安曇野

自衛隊機 夜間飛行の差止めを認める

— 第4次厚木基地爆音訴訟の報告 —

神奈川 関守麻紀子

1 はじめに

五月二日、横浜地裁は、第四次厚木基地爆音訴訟の行政訴訟で、自衛隊機の夜間（午後二〇時から翌朝午前六時）の運航を禁じる（緊急やむを得ない場合を除く）判決を言い渡しました。

全国で何年も何度も繰り返されてきている基地騒音訴訟で、初めて、ようやく、差止請求を認容する判決がされたのです。

本判決の概要を紹介します。

2 第四次厚木基地爆音訴訟とは

この訴訟は、厚木基地の周辺に居住する住民が、米軍機と自衛隊機の飛行の差止めと爆音による被害の賠償を求めて、国を被告として、二〇〇七年二月に提訴した訴訟です。

原告の数は、その後の追加提訴と併せて、七〇〇〇名にのぼります。原告の居住地も、大和市・綾瀬市・相模原市・座間市・海老名市・藤沢市・茅ヶ崎市・町田市と広範囲に及びます。

一九七六年に第一次訴訟を提起して以来、四度目の訴訟になります。

3 民事訴訟と行政訴訟を同時に提起

(1) この訴訟では、民事訴訟と行政訴訟を提起

して、米軍機自衛隊機の飛行の差止めを求めました。

騒音の差止めは民事訴訟で審理されるのが通常ですが、基地騒音訴訟に関しては、民事訴訟は不適法である、との判断が繰り返されてきています。

他方で、厚木一次最高裁判決（一九九三年二月二五日）は、民事訴訟での差止請求について「行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかとはかくとして、右差止請求は不適法であるというべきである」と判示し、行政訴訟の可能性を示唆していました。

弁護団は、基地騒音訴訟も民事訴訟で審理されるべきであると考え、一方で、門前払いの繰り返しは避けたいと考え、議論の末、民事訴訟と行政訴訟とで訴えを提起することとなりました。二〇〇四年に行政事件訴訟法が改正されたことも、決断を後押ししました。

(2) 行政訴訟は、基地訴訟としては初めてで、手探り状態。差止請求の外に、予備的に、当事者訴訟として、給付請求及び確認請求三つを求めました。

今回の結論を簡単に言うと、次のようになります。

行政訴訟



原告へ第一報！

自衛隊機 無名抗告訴訟として認容

確認請求は却下

米軍機 却下(行政処分がない)

給付請求は棄却(第三者行為論)、

確認請求は却下(確認の利益がない)

民事訴訟

自衛隊機 不適法、却下

米軍機 棄却(第三者行為論)

損害賠償請求認容

4 「特殊な行政処分」

行政訴訟の判決は、自衛隊機の差止請求について、厚木二次最高裁判決を踏襲して、航空機の運航にかかる防衛大臣の権限行使を、基地周辺住民との関係で公権力の行使であるとした上で、「厚木基地最判」という判例によってその存在が認められた自衛隊機運航処分は、通常の行政処分とは性格、内容を異にする特殊な行政処分」と位置づけ、このような特殊な行政処分には「これに応じた特殊な救済方法」が認められるべきである、として、無名抗告訴訟によるべきであるとなりました。

その上で、防衛大臣は、自衛隊法一〇七条五項により、航空機騒音によって周辺住民が社会生活上受忍すべき限度を超えた被害を被ることのないよう必要な措置を講じる義務を負う、としました。

5 米軍機に対する請求を排斥

米軍機の運航の差止めは、行政訴訟でも民事訴訟でも認められない結果となり

ました。

裁判所は、これまで繰り返し返されてきた理由、すなわち、「日米安保条約、日米地位協定その他の関係条約のいずれにも、被告が一方的に米国との間の合意内容を変更したり米国の権利の得喪を生じさせたりし得ることの根拠となる規定は存在しない」という理由で、「行政処分は存在しない」、「(被告国に対して)その支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものというべき」として、原告らの訴えを排斥しました。

騒音の大半が米軍機によるものであることを認めながら米軍機の差止めを否定したことは大問題であり、この点については、控訴審で議論を深めて行きます。

6 住民の被害は相当深刻であると認定

環境騒音が人の健康に悪影響を及ぼすことは欧州では広く知られていますが、日本では、沖縄県が実施した疫学調査(一九九九年)を除いては、ほとんど調査、研究が行われていない状態です。

判決は、WHOが公表した文書「環境騒音のガイドライン」「欧州夜間騒音ガイドライン」を現在の科学的知見に基づくものであると位置づけ、これに従って、厚木基地周辺住民の被害を判断しました。

身体的被害は因果関係の立証がないとして認められなかったものの、睡眠妨害は健康被害に直接結びつきうるものとして相当深刻であること、会話妨害等の生活妨害や、騒音によるいらだち、事故の不安、健康への不安などの精神的苦痛も軽視することはできないものであること、これら個々の被害が相互に関連して有機的に結びついて住民の生活の質を全体として損なわせていることを認定しました。

この認定が、行政訴訟での夜間の運航の差止めの判断につながり、民事訴訟での損害賠償の額をこれまでの水準から増額する判断(最もうるさい地域については請求額満額を認容)につながりました。

7 おわりに

本判決は、自衛隊機に対する差止請求の一部を認容したものの、基地の公共性を重視して、訓練飛行などの差止めは認めませんでしたし、米軍機の差止めに関しては、依然として、高く厚い壁を越えられない状態です。

控訴審では、これまで以上に原告団弁護士団が一丸となって、そして、嘉手納基地、普天間基地、横田基地、小松基地、岩国基地の訴訟団のみなさんと連携して、さらなる一歩を進めたいと思います。

二〇一四年度第二回常任委員会(広島)のご案内

憲法の危機にどう立ち向かうか

青法協弁学会同部会は、後記の要領で二〇一三年度第二回常任委員会を行います。青法協の創立の趣旨が問われる今日、全国の運動を持ち寄り、さらに発展させるための契機の時としましょう。常任委員以外の会員もぜひご参加下さい。

記

□日時 二〇一四年九月二日(金) 一三時～一三日(土) 正午

*地元オプシオン企画 一三日二時半～

□場所 広島県広島市内

□地元企画① 九月二日(金) 一七時～一八時(予定)

講演「二葉山トンネル建設差止訴訟について」 講師 山田延廣会員

二葉山トンネル建設工事差止訴訟は、トンネル直上の住民が、トンネル建設による地盤沈下等の影響により健康や居住基盤が侵害されるおそれがあるとして、工事の差止を求めている裁判です。この裁判について弁護士団長より、講演をしていただきます。

□地元企画② 九月三日(土) 二時半～

オプショナルツアー「〜広島島の歴史・二葉山トンネル問題に触れる旅〜」

広島駅の新幹線口以北には、東照宮、仏舍利塔などの歴史的建造物が建ち並び、少し奥に入れば自然豊かな小高い山々が連なっています。ツアーでは二葉山トンネル工事差止訴訟にも関与されている地質学者に、地質学からみる二葉山トンネルの問題点を語っていただきます。

詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学会同部会本部事務局までお問い合わせください。

憲法をめぐる取り組み

北海道における憲法を守る取り組み

北海道 中島 哲

北海道支部事務局長の中島哲です。北海道における、青法協あるいは青法協会員が中心となっている憲法を守る取り組みについて、ご紹介させていただきます。

1

青法協北海道支部は毎年春ごろ「憲法フェスティバル」という企画を実施しております。これは、三〇年以上前から(四〇年以上前かも知れませんが、正確なところはわかりません)毎年開催しているもので、四〇期代の会員が青年であった頃には演劇等もやっていたようですが、近年は旬のテーマについて外部講師を招いての講演会というスタイルが定着しております。北海道支部の年間最大イベントです。

今年(二〇一四年)は、四月二六日に、清末愛紗室蘭工業大学准教授と、新外交イニシアティブ事務局長の猿田佐世弁護士(五五期の青法協会員でもあります)をお招きして「今こそ、集団的自衛権を考えよう!」憲法と外交と国際情勢から」

と題してお二人の基調講演をいただいた上で、パネルディスカッションを行い、一三〇名ほどの参加を得ました。お二人とも海外留学経験、活動経験があるバリバリの国際派で、国際的な視点から大変新鮮なお話しを頂き、大好評でした。

そして、その後は、講師の先生方を囲んでの懇親会を開催し、猿田先生には三次会までお付き合い頂きました。

2

それから、近時の憲法情勢からすると、講演や勉強会だけでなく、もっと外に出る活動が必要です。そして、出来れば、青法協の看板でなく、弁護士会の看板で活動を行った方が対外的な受けがよく、また、報道でも大きく取り上げてもらえるようです。北海道においては、例えば札幌の場合、札幌弁護士会の憲法委員会や秘密保全法制対策本部に、委員長代行の藤本明会員(三三期)、事務局長の佐藤博文会員(四〇期)、副委員長の竹之内洋人会員(四八期)、田中健太郎

会員(五五期)、事務局次長の今橋直会員(六〇期)、神保大地会員(六二期)をはじめとして、青法協会員が多く所属していますので、委員会を通じて問題提起をし、弁護士会としての取り組みを行うことを意識しております。

秘密保護法制定直前の二〇一三年二月二七日には、札幌弁護士会として秘密保護法反対のデモ行進を行いました。青法協会員はもとより、札幌弁護士会会長や、弁護士でもある上田文雄札幌市長をはじめとして、非会員の弁護士も多く参加し、その後ろを心ある市民の皆さんが行進して、数百名規模のデモ行進となり、マスコミにも大きく取り上げられました。

普段、委員会に出てこない二〇期代、三〇期代の会員が、「弁護士会でデモをやるなんて、何年ぶりだろう」「前は〇〇のときで、あのときはあったね」などと楽しみに語りあいながら行進している姿が印象的でした。

他方、このような盛り上がりも必要ですが、一時の熱狂で終わるのではなく、継続的な活動も必要です。札幌弁護士会では、二月六日の秘密保護法強行採決以来、三カ月目と六カ月目の節目である三月六日と六月六日に、札幌駅前街頭宣伝を行いました。心ある記者は、そのような街頭宣伝を企画すると、喜んで何とかしてこの問題を報道しようとしてくれます。

3

また、近時の憲法情勢は、結局のところ、今の若年層の憲法に対する意識の変化が根底にあると思われますので、札幌では憲法教育に力を入れています。

法教育については法教育委員会がありますが、それとは別に、憲法教育に特化した形で、憲法委員会と中学高校教師の有志とが協力し合いながら、中学校、高校に出向いて憲法の授業を行う「出前授業」というのを行っており、これまでに出席した学校は延べ三〇校以上、授業を受けた生徒数は延べ五〇〇名以上にのぼります。

憲法教育については、今年の三月二日・二二日に石巻にて開催された人権研究交流集会にも、

北海道支部として分科会を出させて頂き、福岡の後藤富和会員(五五期)や大阪の遠地靖志会員(六二期)、宮本亜紀会員(六四期)をはじめとして二六名の参加を得て、活発な意見交換を行いました。

加えて、北海道においては、若手会員が独自に積極的な活動を行っております。

4

神保大地会員(六二期)は明日の自由を守る若手弁護士会の共同代表ですし、畑地雅之会員(六二期)、川上麻里江会員(六四期)も呼びかけ人です。

また、池田賢太会員(六四期)は「Care de KENPO」と題して、六月下旬から、札幌駅近くの

カフェでコーヒー片手に憲法について語る企画を隔週開催で全五行うようです(人権研究交流集会における福岡の後藤会員の「寺カフェ憲法」の報告に触発されたのかもしれませんが)。このような若手の自主的活動が青法協の真骨頂です。

以上、北海道支部会員の大半が札幌に集中しておりますので、札幌での活動を中心に書いてきましたが、釧路の今重一会員(二六期)、今瞭美会員(二六期)、吉田翔太会員(六四期)、帯広の齋藤道俊会員(三六期)、旭川の畑地雅之会員(六二期)ら、道内各地において、青法協会員が活躍していることを最後に強調しておきたいと思えます。

5

戦争に突進したときと同じであり、悲惨な歴史に学ばない、愚かで危険な発想と言わざるを得ません。加えて、憲法の枠組みを明らかに超える判断を、たった二つの政党の、しかも執行部のみで決めてしまうという暴挙は、立憲主義、法治主義といった近代国家の根本的な原則をも踏みにじるものであり、彼らの大好きな大日本帝国憲法を作った先人達さえ嘆くのではないかと言葉を失います。

安倍内閣は、「国民の生命を守るために必要」との一点張りで正当化しようとしています。しかし、市民は、戦争に向かおうとしている彼らの意

憲法をめぐる取り組み

戦争をさせない！

集団的自衛権行使容認を認めない取り組み(あいち)

あいち 矢崎 暁子

◇ はじめに

七月二日、憲法に明確に違反する閣議決定が行

われました。「密接な関係にある他国を守る」として武力行使を「自衛の措置」として正当化する手法は、まさに「大東亜共栄圏」を守るためとして

戦争に突進したときと同じであり、悲惨な歴史に学ばない、愚かで危険な発想と言わざるを得ません。加えて、憲法の枠組みを明らかに超える判断を、たった二つの政党の、しかも執行部のみで決めてしまうという暴挙は、立憲主義、法治主義といった近代国家の根本的な原則をも踏みにじるものであり、彼らの大好きな大日本帝国憲法を作った先人達さえ嘆くのではないかと言葉を失います。

安倍内閣は、「国民の生命を守るために必要」との一点張りで正当化しようとしています。しかし、市民は、戦争に向かおうとしている彼らの意

図を見抜いており、全国各地で怒りの声があがり続けています。

◇ あいちでの取り組み

あいちでも、青法協会員をはじめとする弁護士と市民が協力し合って、集团的自衛権行使容認に反対する取り組みを行っています。

六月六日には、青法協あいちも団体会員となっている「秘密保全法に反対する愛知の会」と「特定秘密保護法に反対する愛知大学教職員有志」の共催で「集团的自衛権と秘密保護法」戦争をさせないために」と題する学習会が行われ、二二〇名が参加しました。六月二〇日には、名古屋の繁華街で集团的自衛権行使容認と秘密保護法に反対する大集会とデモを行い、二〇〇〇名が参加しました。

また、会員をはじめとして、弁護士が地域の学習会で講師活動を行っています。現在、学習会の開催状況については集約中です(あいちの方はこれを読んだら私宛まで教えてください)が、依頼されるテーマとしては、集团的自衛権だけでなく、安倍政権の戦争国家作りの全体像をつかみたい、というものが多いです。昨年末の日本版NSC設置、自衛隊法改正(在外邦人の陸上輸送)、秘密保護法制定強行という一連の流れから、現在の情勢が、全体として戦争に向かってまっしぐら

だと感じている人が多いのだと思います。

◇ 戦争いやだ!という市民の広がり

戦争に向かう情勢に危機意識を抱く市民の声は、日増しに広がっています。先述の「秘密保全法に反対する愛知の会」が行っている街頭宣伝では、「自分も抗議活動をしている」「がんばってね」と声をかけてくれる人、立ち止まってじっと聞き入り拍手をしてくれる人、飛び入りでスピーチやチラシ配りに参加する人などが続出しています。ふだん「活動」をしているわけではない人々が、「何かしなくては」と声をあげています。六月三日から七月一日にかけて官邸前に数万人もの人々が押しかけましたが、こうした危機感を抱いて行動に出る人々は、愛知にも、全国にもいるのです。そうした人々のつながりは、インターネットによつて強化されています。六月三〇日の夜、私は、七月一日に行われる全国各地の「集团的自衛権行使容認に反対する行動」をインターネット上で調べられる限り調べ上げ、東京だけでなく、札幌・釧路・盛岡・仙台・福島・新潟・富山・石川・福井・長野・静岡・浜松・愛知・三重・滋賀・大阪・京都・兵庫・和歌山・岡山・広島・鳥取・大分・鹿児島など、全国各地での緊急の取り組みをツイッターでつぶやき続けました。すると誰か知らない人がそれを一覧表にまとめてくれたり、元

私のツイッターやその一覧表が次々に拡散されたりして、「自分でも何かしたい」と思う人々が自分たちの地元での取り組みの情報を探しているのがよくわかりました。

さらに、秘密保護法に反対する運動とのつながりも生まれています。秘密保護法に反対する全国六一の市民団体が構成する「秘密法に反対する全国ネットワーク」は、秘密保護法の廃止を求めるという一点だけでつながっており、事務局もなく代表もおらず、統一した方針を立ててもないネットワークですが、各団体は、当然のように、秘密保護法と集团的自衛権など戦争へ向かう動きと結びつけて、取り組みを展開しています。

そしてこうした「戦争いやだ」という声は、今や「安倍はやめろ」という首相の退陣を求めるスローガンにまでつながっています。

◇ 今後に向けて、法律家の役割

閣議決定は「終わり」では決してなく、これからの取り組みこそが重要です。閣議決定を受けて、すでに教科書出版社のうち八社が、集团的自衛権に関する記述を変更しようとしています。今後、政府は、日米「新・新ガイドライン」の策定を進めるとともに、自衛隊法や周辺事態法等の個別法の改定に移っていきます。閣議決定自体が違憲である以上、国会がこれに拘束されるいわれはな

く、個別法を作らせないため、閣議決定の問題性を明らかにし、戦争をさせない声を大きく広げる取り組みは引き続き必要です。同時に、国会審議の中で個別法の文言解釈を徹底的に狭めていくための取り組みも重要でしょう。また、市民運動の党派による「対立」が、弁護士会との協働により

乗り越えられている例も多く、法律家に求められる役割は、引き続き大きいといえます。

◇ おわりに

一九二五年に治安維持法ができ、一九四五年に全土大空襲と原爆投下を経験するまでの間の、一

九三二年の柳条湖事件を忘れてはいけません。二〇一三年に秘密保護法ができ、集団的自衛権行使しようとしている現代の日本で、私たちは第二の柳条湖事件をこそ、止めなければなりません。今が踏ん張りどき。がんばりましょう。

憲法をめぐる取り組み

集団的自衛権行使を許さない 法律家七団体の取り組み

憲法委員会 深井 剛志

日

本民主法律家協会、社会文化法律センター、自由法曹団、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本労働弁護団と当部会で構成するいわゆる「法律家七団体」は、二〇一三年一〇月から明文・解釈改憲および秘密保護法に関する共同行動を強めていくため討議を続けてきた。本年三月五日に七団体共催で「シンポジウム 秘密保護法廃止へ」を開催し、秘密保護法の廃止および施行阻止に向けて活動交流を行った。

その後は、安倍内閣による集団的自衛権行使容

認の動きが強まり、運動の焦点はもっぱらこの点に移った。五月二五日に安保法制懇からの報告書提出と安倍首相の記者会見が行われると、同月二八日には、自民党・公明党・民主党の主要な国会議員に対して要請を行った。もともと与党議員の反応は鈍く、閣議決定を食い止めるためには世論の後押しが必要であると痛感させられた。

六

月一六日には、「集団的自衛権反対！ 法律家と市民の集い」を開催し、浅井基文氏

（前広島市立大学広島平和研究所所長）をお呼びして、「日米中関係とアジアの平和」と題する講演を行った。日米中の問題を取り上げたのは、中国の軍事力の脅威を口実に、日米同盟や自衛隊の活動の強化が図られ、集団的自衛権行使の容認への地ならしにされている現状を踏まえ、リアルな国際情勢と憲法九条の平和観を再確認するためであった。

浅井氏は、中国については「アメリカ主導の国際共同体入りを受け入れるのではなく」「アメリカの力による政治に対抗するべく軍事力を充実する」ととまるのであって、中国の軍事力は「防衛志向型戦力」に過ぎないと分析する。そして、それにもかかわらず、安倍外交は「中国脅威論」をことさら強調し、対中国包囲網を形成しようとする起になっており、アメリカからすれば中国の軍事的台頭を牽制する限りではこの路線は評価されるが、戦後東アジア国際秩序への挑戦となればむしろ



「集団的自衛権反対！ 法律家と市民の集い」（6月16日）で講演する浅井基文氏

る米中が結束して日本を抑えにかかる可能性もあると指摘する。

この講演に引き続き、日弁連憲法対策本部、明日の自由を守る法律家の会、憲法学者などから活動報告と連帯のあいさつが行われ、最後に共同アピールを採択した。この共同アピールは首相や公明党の議員を中心にすぐに執行された。

と ところが、七月一日、集団的自衛権行使を容認する閣議決定が行われた。当初与党協議

会で示されていた武力行使を認める三要件について、世論の大きな反発を恐れて「修正」が施されたが、政府の恣意的な判断が許される点に変わりはなく、また、そもそもどのような要件を課せようとも、集団的自衛権の行使容認は、徹底した恒久平和主義をうたった憲法の理念から逸脱することは明らかである。

法 律家七団体は、それぞれの団体の繋がりや強みを相互に生かし、今後予定されている

自衛隊法や武力攻撃事態対処法、周辺事態法などの「改正案」提出をにらみ、集団的自衛権の危険性をあばいて、法案上程阻止に力を注ぐことを確認した。浅井氏は、講演の中で、日本の憲法九条が指し示す「力によらない」平和観をアメリカ主導の「力による」平和観に対峙させていくことが重要だと指摘し、また、主権者である国民が主体的に行動することで解釈改憲を阻止できると強調した。今後も、「力によらない」平和観を多くの市民と共有することができるよう知恵を出して取り組んでいきたい。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

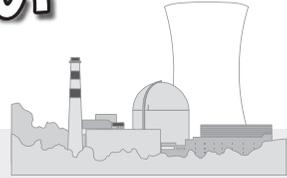
人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

原発労働・除染労働弁護団結成の お知らせとお願い



福島 広田 次男

■ 提訴

福島原発第一原発（以下「1F」）事故直後の三月二四日に、1F構内で被曝した労働者が、東京電力株式会社（以下「東電」）親請けの関電工、下請けなど三社を被告として、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求を福島地裁いわき支部に、五月七日提訴した。原告であるAさんは、ベテランの原発労働者であるが、その労働実態を様々に聞き取った。印象に残る三点を紹介する。

〈エピソード1〉Aさんは関電工従業員Bをチームリーダーとする作業班の一員として、三月二四日1F三号機構内の湯気の立つ水溜まり付近で被曝した。爆発事故直後とも言える時期に、三号機構内で湯気が立つ水溜まりは、核納容器から流出した冷却水に決まっている。それに近付くとはチームリーダーBは「余程の間抜け」かとの質問に対して、Aさんは「俺は約三年もBの配下だがBは頭の切れる奴だ」と続ける。「Bは三・一一以前から1Fに居た。だから、できるだけ早く1F以外の職場に移りたかった。年間積算線量が五〇ミリシーベルト以上になれば『英雄転職』で堂々と他所に転職できる。転職先でも『1Fの英雄』として歓迎される」Bは三月二四日に『英雄転職』を決めたかったに違いない。しかし、巻き添えにされた俺たちには転職先はない」と言う。

〈エピソード2〉1F構内でも最も老朽化が進んでいたのが一号機であり、専ら「意地の一号機」と呼ばれていたと言う。その意味は、修理の連続で運転経費の面からも、構造的な面からも、その維持が困難である事は明らかであったが「老朽化したから一号機を廃炉にする」と言えば、「では二号機も三号機も」という事になり、やがて「1F全体の老朽化」と言う事になる。だから、意地で持たせている一号機という意味だと言う。

〈エピソード3〉現状の1Fは仮設設備のうえに仮設を重ね、そのまた上に仮設を重ねた構造だそのうである。配管は入り乱れ混雑を極めており、防潮堤などの防護施設は無きに等しい。その強度は健全な原発の一〇分の一位ではないかとAさんは言う。だからネズミ一匹でも停止する。少し大きな地震がきたら「本当に危ないんだ」と言う。

*裁判はこれら原発現場の実態をも白日の下に引き摺り出す、かなりタフな内容になる。

■ 原発・除染労働者

三・一一以後、いわき市に全国から流入し、働き続ける原発労働者・除染労働者は、その数二十ともいわれる。そのほとんどすべてが男性単身者である。いわき市北端の久之浜町、双葉郡南端の広野町には、単身労働者用の仮設アパートが林立する。既に帰還の始まった広野町では、この

ようなアパートの林立を帰還拒否の理由の一つに挙げる家族も少なくない。また、いわきの夜の街で、原発・除染関係と思われる作業衣姿での飲酒客は、必ずと言っていい程に見かける存在である。即ち、いわき市民とこれら労働者との間には、ある種の緊張感が存在する。他方、これら労働者の存在なくして、事故収束・除染作業の進展があり得ない事は明らかであり、且つ、その労働条件が低劣である事も明らかであった。

■ 明らかかな違法

ほぼすべての原発・除染労働者につき、以下の点が指摘できる。第一は危険手当の不払い・ピンハネである。原発労働者について東電は「線量の高低に応じて、一日あて二万円から八万円の手当を支払っている」と発表している。ところが、末端の下請労働者からの聴取りでは、ほぼ全ての労働者がこの手当なるものを受け取っていない。「東電は本当に危険手当を出しているのか」「東電は、ピンハネを前提とした請負契約の締結をしているのではないか」との疑念が指摘される。除染労働者についても、ハローワークでの求人票には、危険手当を明示しておきながら、実際にはゼロないしは半額程といった例が大半である。

第二は正規労働時間を超えた拘束時間に対する賃金不払いである。原発労働者については、拠点

であるJヴィレッジに、始業時間の六〇分ないし九〇分前の集合が義務づけられており、Jヴィレッジで点呼・持物検査を受け、指定のバスに乗りつけて現場に向かうのが通常である。除染労働者についてはJヴィレッジ集合のケースもあるが、いわき市内の宿舎となっているホテルのロビーに集合して、指定のバスに乗り乗車というケースもある。いずれにしても、指定バスへの乗車以後は拘束時間として、賃金支払いの対象時間であるにも拘わらず、その支払いは皆無である。

■ 提訴とその意味

実は原発労働者による提訴は二度目である。二月二〇日に二人の元原発労働者による提訴を行ったが、提訴報道の後に二人からの連絡が途絶えるようになった。やがて二人から「提訴は取り下げたい」旨の連絡があり、話し合った結果取り下げざる得なかった。二人に続いて提訴予定であった三人も提訴意思を撤回した。東電およびその配下事業所の壁の高さを改めて思い知らされた。東電側が積極的に動いた形跡は、今の所見当たらないのであるが、その影に怯えて労働者が潰れたというのが実体である。

■ 今後のたたかい

しかしながら、原発労働者・除染労働者の間の

不満の高まりと矛盾の深刻化は、いわき市に居住している私には充分に伝わってくる。労働者に対する配慮を十分に行えば、このたたかいは必ず大きく発展すると確信している。報道により、危険手当の存在は知らされていながら、しかし、手元には廻ってこない矛盾に対する労働者の怒りは大きなものがある。台風シーズンを控えて、汚染水対策の工事は、フル稼働の状況にありながら、良質の労働力は次々と1Fを去り、特にオリンピック景気に沸く東京を目指すと聞いている。

1Fから報じられる労働ミスも、従来の消極ミスから送水設置の誤り、スイッチの誤作動など積極ミスと思われるものが増加している。その原因は「労働力の質の低下」と前述のAさんは指摘する。廃炉・除染作業を安全確実に進めるためにも、現場労働者に危険手当・適正賃金を着実に支払わせる事が強く求められている。廃炉・除染作業の進展を、固唾を呑んで見守っているいわき市民にとっても重大な関心事である。この点で原発・除染労働者といわき市民の共同の可能性があり、前述した両者の間の緊張関係を取り払う契機にもなり得ると思う。

三月九日、原発労働・除染労働弁護団を発足させた。多くの青法協会員の参加を切望して止まない。

強制帰国未遂事件

— 研修生に対する人権侵害の実態 —

北陸 茂呂 信吾

1 はじめに

今回ご紹介する事件は、中国人研修生の事件です。技能実習制度に対しては、安価な労働力として利用されていることなどが、社会問題となっています。

富山県の受入組合（以下、「被告組合」といいます）を通して、研修生として来日した宋銘銘さんは、石川県の電子部品会社（以下、「被告会社」といいます）で就労していました。しかし、宋さんは、被告組合が定めた規則に違反したことを理由に、被告会社らによって強制的に帰国させられそうになりました。

宋さんは、後述する請求をたてて金沢地方裁判所小松支部に提訴し（平成二十四年（ワ）第七七号）、同裁判所は、宋さんの主張をほぼ認める内容の判決を下しました。

2 事案の概要

(1) 組合規則

そもそも、組合が定めた規則は、「仕事に対する不満をもつてはならない」「携帯電話を持つことは禁止」「日本人との恋愛は禁止」「中国人同士での恋愛は禁止」「在日の中国人と交際することは禁止」「日本人と交際することは禁止」「外出時には受入会社及び組合に外出提示書を必ず提出しな

ければならない」などと四二項目にわたり規定していました。加えて、「上記規定に違反する場合は、即刻送還して国へ帰す」「違反者には、その家族あるいは保証人に賠償金を請求する」とのペナルティが課されていました。

(2) 強制帰国未遂Ⅱ解雇

宋さんは、実習期間中の休日に、被告会社の元研修生の先輩女性とショッピングをしていました。それが被告会社の知るところとなり、上記規則違反を指摘され、被告らは宋さんを強制的に帰国させようとなりました。宋さんは、富山空港で、研修生を支援する「外国人研修生問題ネットワーク・福井」（以下、「福井ネット」といいます）によって保護され、被告らの強制帰国は未遂に終わりました。

宋さんは、これらの措置は、不当な解雇であるとして、地位確認と雇用期間満了までの賃金相当額の支払いを求めました。

(3) その他の人権侵害による慰謝料請求

被告会社は、宋さんのパスポート、通帳、iPod等を取り上げ、宋さんの行動の自由を過度に制限していました。そこで、宋さんは、これらの人権侵害による慰謝料を請求しました。

(4) 研修時代の労働者性と残業代の未払い

さらに、研修生を受け入れた受入会社は、あらかじめ入管に提出した研修実施予定表にしたがって研修を実施しなければならぬにもかかわらず

ず、被告会社はこれを無視して宋さんに労働をさせ、また、研修生には残業をさせてはならないにもかかわらず、時給四〇〇円で残業をさせていました。

宋さんは、形式的には「研修生」ではあるが、実態は労働者であると主張し、最低賃金と研修手当の差額及び未払残業代の支払いも求めました。

3 争点に対する裁判所の判断

(1) 強制帰国未遂Ⅱ解雇

ア 規則違反

被告らは、規則の存在そのものを否定しました。しかし、被告会社は、規則が書かれた書面に、宋さんなどの規則に違反しているか丸印をつけて小松労働基準監督署に提出していました。

そこで、小松労働基準監督署に対する文書提出命令を申し立てました。被告会社は抵抗しましたが、裁判所は宋さんの申立を認めました。これにより、被告会社は規則によって、宋さんらを管理していたことが明らかになりました。

イ 強制帰国

また、被告らは、原告が望んだので、帰国することをサポートしたに過ぎないと主張しました。

しかし、福井ネットは、強制帰国当日、富山空港で待機し、被告組合理事長と同ネット事務局長とのやりとりを録画撮影していました。被告組合

理事長が、規則を破ったことを理由に、宋さんを帰国させようとしたことを明言していました。このやりとりを録画したDVDと反訳文を証拠として提出しました。

ウ 裁判所の判断

裁判所は、これらの証拠によって、被告らが規則に違反したことを理由に、宋さんの意思に反して帰国させようとしたと認定しました。

その上で、被告会社が宋さんを強制帰国させようとしたことは、宋さんの労務の受領を拒否する意思の表れであるとして、強制帰国未遂当日、宋さんを解雇したと認定しました。

そして裁判所は、被告会社が宋さんを解雇しなければならぬ「やむを得ない事由」がないことを指摘し、その解雇を無効と判断し、雇用期間満了までの未払い賃金約九九万円の支払を命じました。

(2) その他の人権侵害について

裁判所はパスポートの取り上げ等を認定し、これに対する慰謝料として被告らに二〇万円（弁護士費用を含む）を支払うように命じました。

(3) 労働者性と未払賃金

ア 研修実施予定表との照合

被告会社は、研修を実施していたと反論しました。裁判所は、被告会社が提出した研修の実施状況の表（これは、本訴訟が始まってからにわかに被告会社で作成したものであることは明らかでした

が）と研修実施予定表の時間を詳細に照合し、被告会社が研修実施予定表にしたがって研修を実施していないことは明らかであると認定しました。

イ タイムカードの原本検証

また、被告会社は、宋さんに残業をさせていない、ただ、宋さんらの自発的な研修に対して小遣いを支給していたにすぎないなどと反論しました。

ところで、被告会社は、宋さんに対して、タイムカードに残業時間を鉛筆書きで記入させ、その後、消去して残業時間の管理をしていました。宋さんへの聞き取りで、この事実を知っていたので、被告会社が提出したタイムカードの原本確認の際、消去された文字があることを指摘しました。

そして、裁判所に証拠保全を申立てるとともに、検証を申し入れました。

裁判所は、書記官とともに、消去された文字を可能な限り判読し、被告会社が残業させて残業時間を管理していた事実が明らかとなりました。

ウ 労働者性の認定

裁判所は、被告会社が宋さんに対して研修を実施せず、残業をさせた実態に照らして、宋さんは労働者であると認定し、その上で、最低賃金と研修手当の差額及び未払残業代の合計九万五万円を支払うように命じました。

被告会社は、未払金があるとしても、本訴訟提

起時点ですでに二年を経過していることを理由に消滅時効の抗弁を出しました。

しかし、裁判所は、被告会社による消滅時効の援用は権利の濫用であり許されないと判断しその抗弁を退けました。

4 おわりに

本件は、証拠の量と質で、被告らの反論をことごとく打ち破るものでした。福井ネットには本件訴訟を通じて全面的にご協力をいただきました。

本件は、市川徹弁護士(ひだまり法律事務所・六二期・非会員)と小職が担当しました。

なお、本件は、被告会社及び被告組合がそれぞれ、控訴し、現在名古屋高裁金沢支部で係属中です(平成二六年(ネ)第七四号)。

給費制—未来の法曹のためにも—

福岡 清田 美喜

はじめに

全国の会員の先生方、はじめまして。福岡の六六期の清田美喜と申します。今回、法曹養成課程について執筆する機会をいただきましたので、法曹志願者数の減少について、実感を踏まえつご報告申し上げます。

法曹志願者の減少に—統計と雑感

(1) 近時、法曹志願者が減少していること懸念の声が聞かれることが多くなってきました。

ます。

法務省の法曹養成制度検討会議の資料によれば、二〇〇四年度にはロースクールの志願者が七万二八〇〇人であったのが、二〇二二年度には二万八四六人と四分の一程度になっていきます。また、ロースクールへの入学状況も、二〇二二年度には、六三校で定員割れが起り、うち三五校では入学者が定員の半数以下になっているという状況になっています。

また、近年、神戸学院大学、東海大学、東北学院大学、明治学院大学、鹿児島大学な

ど、複数のロースクールが入学者の減少による募集停止に追い込まれていることが報道されています。

(2) 法学部、ロースクールで学んだ者の実感としても、法曹志願者は減っていると感じます。

私は地方の国立大学の法学部で学びましたが、同級生にも、入学当初は法曹志願者が少なからずいました。しかしながら、進級し、就職活動が視野に入り始めると、憧れの気持ちにはしほんで「就職した方が手堅い」という考えに変わる人が多くなりました。私は一〇人ほどの法曹志願者で自主ゼミを組み、旧試験の短答問題を解いたり、判例報告をする学習に取り組んでいましたが、そのゼミのメンバーも一人二人と就職活動や公務員試験に専念するようになり、最終的にそのゼミからロースクールに進学したのは四名だけでした。

また、私の在籍していた大学には、かつて司法試験合格者を輩出していた司法試験サー

ロースクールの実情と 法曹養成

クルがありました。近年の法曹志願者の減少などの事情から事実上サークルが解散してしまい、学習面でのバックアップを受けられる環境ではなくなっていました。

(3) かくいう私自身も、大学三年生当時の就職状況が比較的好かったこともあり、周囲と同じように就職した方が、経済的にも安定するのではないかの思いを抱くことがありました。当時からロースクールに進学しても必ずしも合格・就職できるわけではないという見方が広まっており、一時期は真剣に就職活動を始めようかと迷いました。

それでも私がロースクールへの進学を諦めずにいられたのは、家族の理解と協力があってのことだと思えます。また、進路について本格的に悩んでいたとき、恩師から紹介していただいたベテランの女性弁護士から「どうい

仕事をするかは、自分の選択」は、法律の世界であれば男女が対等に仕事をする事ができると思っ、この世界を選んだ」という温かな励ましをいただき、なんとか当初の志を保つことができたのであると思えます。

(4) ロースクールに進学してからも、途中で法曹への道を諦める

人に多数出会いました。

同級生のほとんどが多額の奨学金を借りて学生生活を送っていましたし、どの学校も進級認定が非常に厳しく、複数回留年する人もいるなど、ロースクール自体が法曹志願者に経済的負担を負わせる制度になってしまっています。そのため、留年がきっかけで辞めてしまう人もいました。

また卒業前に司法試験の受験を諦め、在学中に就職活動や公務員試験の受験をしていた人もいます。さらに、卒業して司法試験を受験してからも、司法試験と平行して公務員試験を受験したり、司法試験を三回受け終わる前に自ら見切りをつけたりと、当初の志を果たすことなく進路を変えていく人を大勢見ました。

法曹への道を諦める理由は人によって様々だとは思いますが、とりわけよく聞くのは、制限回数を全て受け終わったときに、何の保障もないのでは今後の生活が不安であるという声でした。また、自分が就職せずに勉強していることが、家族にとって負担となっているという人もいました。

このように、法曹志願者の減少は、経済的問題と密接に関連しており、まさに「お金のない人は法曹になれない」という状況が、大学

生、ロースクール生の若者の夢を摘んでいると言えます。

私がロースクールを卒業する年までは、給費が続いていました。その時代にさえ、経済的問題が多くの学生に進路変更を迫ったことを思うと、今の大学生、ロースクール生が法曹になりたいという気持ちを貫き通すことは、私の学生時代よりもさらに困難になっているのではないかと思います。

おわりに

貸与制を含む現在の法曹養成制度は、法曹を志す者にとって決して魅力的なものではなく、かえって多くの負担を強いるものであると感じています。

私たち若手法曹は、給費を受けて修習をし、それを社会に還元すべく様々な活動に取り組んでこられた諸先輩方を尊敬し、憧れてこの道に入った者ばかりです。

これから法曹を志す人たちにとっても、法曹が目指したいと思える職業であり続けられるように取り組む責任は、若手の私たちにこそあると考えています。給費制の復活、人口問題、奨学金の問題など、課題は山積みですが、先輩方のお力を借りて一つ一つ乗り越えていきたいと思えます。

〈シリーズ①「法曹養成問題の新局面」〉

風雲急を告げる予備試験制限問題

あいち 森山 文昭

1 跋扈する予備試験制限論

法科大学院の不人気は著しく、ついに今年(二〇一四年)の入学者数は二二七二人にまで落ち込んでしまった。来年は、確実に二〇〇〇人を割るだろうと言われている。これに対し、予備試験の人気は急上昇で、今年の出願者数は一万二六二二人に上った。司法試験を目指す学生は、ほとんどの人が予備試験を第一志望にしており、予備試験に合格できなかったときに初めて法科大学院入学を考えるというのが常道になっている。

これに対する法科大学院側の危機感は甚だしく、何らかの形で予備試験を制限するべきであるという主張が盛んになっている。たとえば、予備試験受験資格の制限、予備試験合格者数の削減、予備試験科目の増加等である。受験資格制限の具体案としては、①年齢制限(二五歳以下の受験禁止)、②法科大学院生の受験禁止、③受験資格を社会人経験者か経済的事情により法科大学院に進学できない者に限る、等が提案されている。

そして、本年四月九日には、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームが、ほぼ同じ内容の緊急提案を発表した。本年六月九日には、主要六大学の法科大学院長が連名で、方向性を同じくする緊急提言を発表している。政府に設けられた新

しい検討組織の一つである法曹養成制度改革顧問会議(以下、顧問会議という)でも、多くの顧問(学識経験者)から同様の発言がなされている。

2 予備試験を制限してよいのか

予備試験制限論の論拠は、平たく言うと、このままでは誰も法科大学院に来なくなってしまうというものである。しかし、その論拠が成り立つためには、法科大学院を経由しないと良い法曹はなれないという事実が認められなければならない。ところが、そもそも予備試験制度とは、法科大学院を経由しなくても法科大学院修了と同等の能力を有する人がいれば、その人にも司法試験受験の機会を与えるべきであるという立法趣旨に基づいており、法科大学院を経由しないと良い法曹になれないという考えとは根本的に矛盾するものである。また、私は、法科大学院創立当初から一〇年余にわたって専任教員を務めてきたのであるが、法科大学院を経由しないと良い法曹になれないと言いつける自信は全くない。中には、優れた教育が行われている一部の例もあるようであるが、実際は多くの法科大学院が予備校化している。そして、司法試験科目以外の幅広い教育(実務基礎科目、展開先端科目等)が行われているという点についても、ほとんどの学生は身が入っておらず、

司法試験に合格してから勉強すれば十分であり、むしろの方が教育効果は高いとすら言える。

伊藤塾が行った塾生に対するアンケート調査の結果が、第九回顧問会議(本年六月二二日開催)に資料として配布された。その自由記載欄には、「経済的余裕がないから法科大学院には行けない」「社会人なので仕事をしながら司法試験を目指したい」「元の制度に戻してもらいたい」「予備試験を制限しないで欲しい」「給費制に戻して欲しい」「司法試験の合格者を減らして欲しい」「就職できるようにして欲しい」等々、法曹志望者の血を吐くような叫びが綿々と綴られている。顧問会議のホームページから第九回の資料七にアクセスしていたら、ただ全文が読めるので、是非「一読いただきたい。今こそ、このような切実な声に耳を傾けるべき時ではないだろうか。

予備試験制限案は、「丙案」の法科大学院版である。今は昔、「丙案」という若年司法試験受験生を有利に扱う制度が実施に移されたことがあり、この悪評高い「丙案」に青法協は全力をあげて反対運動を展開した。予備試験制限案は、予備試験を制限することによって予備試験受験生より法科大学院生を有利に扱い、法科大学院に下駄を履かせることでその生き残りを図ろうという、まさしく現代の「丙案」に他ならない。私は、法科大学院の一教員として、恥ずかしくてならない。法科

大学院が予備試験に負けるのは、法科大学院の制度設計に根本的な問題点があることに加え、法科大学院教育の劣悪な現状にもよるものである。法科大学院としては、法科大学院修了が司法試験の受験要件でなくても、多くの学生が自発的に法科大学院進学を望むような良い教育を提供することによって、その社会的責務を果たすことを考えるべきである。予備試験を制限してもらおうなどという他力本願では、その未来はないと言わなければならない。

3 予備試験制限を許さない展望

政府に設けられた新しい検討組織の事務局にあたる法曹養成制度改革推進室(以下、推進室という)は、第八回と第九回の顧問会議において、予備試験の制限に消極的な意見を述べている。推進室は事実上の法務省と言ってもよいと思われるが、推進室の右見解は、予備試験を制限すればただでさえ激減している法曹志望者がさらに減ってしまうという、法務省なりの危機感が現れたものであると思う。また、本年六月二三日に開催された自民党司法制度調査会法曹養成小委員会では、予備試験制限論に対する怒りの発言が相次いだとい

う。このように、「法科大学院ありき」の議論でなけ

れば、予備試験を制限するべきでないという意見は、ごく常識的なものに過ぎない。しかし、現状ではそれも、文科省や法科大学院協会、加えて日弁連等の動きに押されて、かき消されてしまう恐れがある。引き続き、大きな世論を盛り上げていく必要があると思う。

4 法曹人口問題について

現在、推進室は、法曹需要に関する市民アンケートを実施しており、その分析を踏まえて来年七月に結論を出すとしている。したがって、少なくともあと二年間は現在の司法試験合格者数が変わらない状況になっている。しかし、今年の合格者から直ちに減らすべきだという声を一層強める必要がある。

本年五月二二日には、一八単位会の共催による院内集会が開かれ、五六人の議員または秘書が出席ないしメッセージ参加し、議員以外の集会参加者も一五人に上った。日弁連が積極的な運動を展開しようとしていない中で、単位会が連合して自主的な運動に取り組むということは、これまで経験したことのない形態であり、日弁連史上画期的なことである。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像

(第一回) 問題提起

司法問題対策委員会 立松 彰

1 特別部会の最終取りまとめ

(1) 二〇一二年六月に法制審議会に設置された「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下、特別部会という)は、二〇一三年一月に「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(以下、「基本構想」という)を公表し、その後「基本構想」に示された理念と制度設計の枠組みに従い、特別部会の下に設置された法務・警察官僚を中心メンバーとする作業分科会における検討を経て、事務当局は、二〇一四年二月に「作業分科会における検討結果(制度設計に関するたたき台)」を、四月三〇日(第二六回)に「事務当局試案」を、六月二三日(第二八回)にその「改訂版」を提示した。

法務省は、六月三〇日(第二九回)の特別部会に最終取りまとめ案を提示し、七月九日の特別部会

(第三〇回)において答申案が取りまとめられた。

(2) 特別部会は、いわゆる厚労省元局長事件(村木事件)における担当検事による証拠改ざん事件をはじめとする一連の検察不祥事を契機に法務省に設置された「検察の在り方検討会議」の提言を受けて設置されたという経過があったことから、違法・不当な取調べの防止など糾問的な取調べに依存した捜査・公判の在り方の改善をめぐる議論がなされることが国民的に期待されていた。

しかるに、こうした国民的期待に反して、法務・警察官僚、井上正仁氏ら一部の刑事法研究者が中心となり、誤判や冤罪の防止という観点の欠落した制度改革すなわち、可視化の骨抜きと捜査権限の拡大、強化に向けた取りまとめが進められた。

(3) 特別部会が終盤に入った二〇一四年三月二七日、静岡地裁は袴田巖氏に対し、再審を開始

し、死刑並びに拘留の執行を停止する決定をし、袴田氏は四八年ぶりに釈放された。静岡地裁決定は、弁護団の提出した新証拠を丁寧に評価した上、決定的証拠とされた「五点の衣類」が捜査機関によってねつ造された可能性を示唆し、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じたとして再審開始を認めた。袴田事件は、自白偏重の捜査、捜査機関による証拠のねつ造、証拠開示制度の不備などの問題を含む刑事司法制度の根本問題に対しても鋭い警鐘をならすものであった。

しかし、同年四月三〇日の特別部会に示された「事務当局試案」には、袴田事件再審開始決定の教訓を生かす記述は全く見られなかった。特別部会は、誤判と冤罪の防止に背を向けたまま、最終取りまとめに進んだのである。

2 日弁連の「基本方針」をめぐる

(1) こうした特別部会の動向に対して日弁連新執行部の対応が注目されていたところ、執行部は、可視化の「制度化」という「成果」獲得のために、可視化とバスターで盗聴法拡大等の捜査手法拡大を容認する、つまり「事務当局試案」を一括して受け入れるという情報(噂)が広く会内に流れた。

日弁連五月理事会において、特別部会の宮崎誠

日弁連推薦委員は、「肉や野菜だけでなく、毒饅頭も出されている。肉や野菜しか食べないという訳にはいかない」「可視化が実現の方向に歩み出したのは新たな捜査手法の導入とセットになったからであり、そのセットでの論議に日弁連も乗ってきた以上、今更セットをはずせということはありえない選択だ」と発言し、また、竹之内内刑事司法改革戦略会議委員は、「日弁連の意見でないとダメ」と言い続けると、事務当局試案で消えた可視化についての第二案や会話傍受が復活される可能性がある」と発言した（発言内容はいずれも概要である）。

執行部からの直接の説明ではないものの、いずれも噂を裏付けるものであった。「事務当局試案」への対応が一大争点として浮上した。

(2) 同時に、可視化の骨抜き、盗聴法拡大を内容とする「事務当局試案」に対する批判も強まり、六月理事会までの間に青森県・仙台・山形県・福島県・栃木県・千葉県・埼玉・静岡県・滋賀・京都・三重・兵庫県・岡山・香川県・沖縄県の各弁護士会から「事務当局試案」批判の意見（会長声明、意見書、総会決議など）が相次いだ。

他方日弁連執行部は、特別部会の最終取りまとめへの対応方針を六月理事会で審議するとし、「基本方針（案）」を作成し、理事に送付した。その第三項には、次の記載があった。

「第三 特別部会の採決における態度表明については、同部会における三年にわたる審議の状況、政治状況及び社会状況を踏まえつつ、最終取りまとめ案が、全体として、この間進められてきた刑事司法改革をさらに前進させるものか、それとも後退させるものかという視点から総合的に評価して決するものとし、第二に基づき最善を尽くした上で、個別採決を求めるか否かを含め、最終的には執行部において大局の見地から判断する。」

日弁連執行部に白紙委任を求めると同時に、実質的に「事務当局試案」への一括賛同の承認を求める趣旨であり、その賛否を巡って会内議論が沸騰した。

(3) 六月理事会（二〇日）において「基本方針」の採択が行われ、賛成五八、反対二二、棄権二で承認された。しかし、単位会会長（五二会）の投票行動は賛成二九、反対二二、棄権一というもので、二三会の会長は賛成しなかったのである。

3 「新時代の刑事司法」 立法に反対する意見書

当部会は、二〇一四年二月に、被告人の防御権、弁護権の保障、適正手続の保障といった誤判や冤罪を防止する観点から、「基本構想」を批判的に検討した「『基本構想』に基づく『新時代の刑事司法

制度』の立法化に反対する意見書」を公表したが、「事務当局試案」及びその「改訂版」に基づく最終的な取りまとめを目前にして、六月二十九日の定期総会において、あらためて「事務当局試案」に基づく『新時代の刑事司法制度』の立法化に反対する意見書」を採択し、法制審議会に対し、袴田事件再審開始決定の教訓を深く受けとめ、誤判と冤罪を防止する観点から、議論を一からやり直すことを強く求めた。

4 刑訴法改悪、盗聴法拡大を 許さないために

法制審は、秋の総会で特別部会の取りまとめた答申案を法務大臣に答申し、法務大臣は来年の通常国会に関連法案を提出する方針という。

私たちは、冤罪被害者に背を向けた法制審の「新時代の刑事司法」を徹底的に批判するとともに、冤罪被害者、市民そして広範な法律家とともに刑事訴訟法改悪や盗聴法拡大を阻止し、刑事手続上の人権を守る運動に取り組まなければならない。

特別部会の答申案取りまとめという新たな段階を迎え、問題提起するものである。

『あなたの福島原発訴訟』を おすすめします！

福岡 池上 遊



○ 生業訴訟と玄海訴訟

このたび、生業を返せ！地域を返せ！福島原発訴訟弁護団・原告団編「あなたの福島原発訴訟」（かもがわ出版）という本が刊行されました。私も読みましたのでここで紹介させていただきます。

現在、私は、玄海原発の全基廃炉を求めて佐賀地裁で国と九州電力を被告とした裁判に取り組んでいます（原発なくそう！九州玄海訴訟、原告数八〇七〇名）。

玄海訴訟では、裁判所に福島第一原発事故の被害を余すところなく示すことに力点を置いています。そのため、弁護団ではこれまで何度か福島現地調査に取り組んできました。その中で現状回復、損害賠償の訴訟をたたかう生業訴訟団の方々と知り合いました。

○ 福島の被害の深刻さ

本書でも取り上げられているように、事故から三年以上を経過した今でも福島現地の被害はより深刻に、あるいは、新たに生まれ続けています。実際に福島現地で弁護士として活動している深谷、藤原両弁護士の発言が本書冒頭に収録されていますが、そこに如実に表れています。

私は、福島地方裁判所での生業訴訟の第一回期日に参加させていただき、幸運にも傍聴することができました。生業訴訟は原告数が多く、法廷に人が入りきらないため、別会場で弁護団の実演による模擬法廷が実施されているほどです。

第一回の法廷で私が特に印象に残っているのは、原告団長の中島孝さんと原告の樽川さんの意見陳述です。

「地元にとどまらざるを得なかった人だって、生

活し続けていくために、あえて不安を押し殺しているだけなのです。心の底にはいつも『本当にここに住んでいて大丈夫なのか』との思いが淀んでいます。我々の心の中にまで踏み込まれ、差別を受けなければならぬいわれはありません。まして心の不安をめぐり家族同士、地域住民同士が対立する不幸など続いているはずがありません。」

中島さんの言葉は怒気を含んだもので、国と東電に強く迫るすばらしいものでした。中島さんは、玄海訴訟の原告にもなってもらい、九州の原告団に福島のお話をしてくださいました。

原発事故後にお父さんが自死された樽川さんには、玄海訴訟の弁護団でもお話を伺いに自宅までお邪魔したことがあります。農家をされていた大黒柱のお父さんを失ったのに、淡々と、悔しさをにじませながら私たちにお話しをしてくださいました。

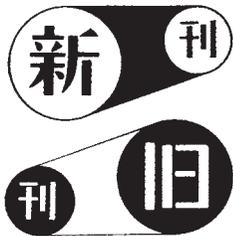
私の父は、原発に殺された、そうおっしゃる樽川さんの意見陳述も迫力があり、傍聴席の方々も聞き入っていました。

意見陳述の詳細は本書末尾に収録されています。政府や加害企業が生み出した被害の多様さと加害の核心がよく分かりますし、被害者の声を受けとめて私たちが何をすべきか問いかけられている意見でもありますのでぜひお読みいただければと思います。

○ 最後にく「あなたの」福島原発訴訟

もちろん、本書では、法律論について、弁護団の現在の到達点についても分かりやすく解説いただいています。

原告ら被害者の要求をいかに裁判の中に取り込んでいくか、被害者が受けた多種多様の被害を法律論の中でいかに位置付けるか、また、そうした



被害を与えた国や東電の責任を法的にいかに構成するかなど、私たちが玄海訴訟弁護団でも議論を続けている論点も多くあります。

二度と同じ被害を繰り返さない。これまであらゆる公害被害者が訴えてきた共通の言葉です。

福島現地でたたかわれている生業訴訟をはじめとする訴訟での被害者らの声こそがこの国の原子力政策を変える大きな原動力となるはず。そのような考えから、私たち玄海訴訟団も、全国各地でたたかわれている被害者による現状回復、損害賠償の訴訟に連帯しながら、原発の廃炉を求め勝訴判決を勝ち取りたいと考えています。

両訴訟が車の両輪となり、国民的運動を巻き起こすことが重要です。

私は、本書のタイトル、「あなたの」福島原発訴訟にはそんな願いが込められているように感じました。

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎声明

軍国主義教育への反省を無にし、教育への政治的介入をもたらす 地方教育行政法「改正」案の廃案を求める議長声明

1 政府は、今通常国会での成立を目指し、地方教育行政法「改正」案を提出した。二〇一四年五月二〇日に衆議院で可決され、現在参議院で審議中であるが、かかる改正案は、軍国主義教育への反省を無にし、教育への政治的介入をもたらすものである

から、直ちに廃案にすべきである。
2 本改正案は以下のとおり、大綱の策定や新教育長創設を通して、政府や首長が教育に介入できる仕組みをつくるものである。

私も弁護団に入っていますが、いよいよ福岡でも避難者による損害賠償訴訟が提起されます。

今こそ全国の青法協会の方々の力が必要とされていますので、ぜひ本書を手にとり、まず被害者の声に耳を傾けてもらえればと思います。

【お問い合わせ先】

かもがわ出版

(電話：〇七五―四三三―二八六八)

<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/a/0706.html>

* 出版社のホームページから注文すると送料無料であります。

(1) 現行教育制度の意義

現行の教育制度は、戦前戦中の軍国主義教育の反省から、政治的中立性、継続性、安定性を担保するため、教育行政を政治から切り離すことを目的として設計された。こうした政治的中立性は、個人の尊厳（憲法二三条）、教育を受ける権利（学習権、憲法二六条）を基本に据え、人格の完成を目指すという教育の目的（教育基本法一条）を実現するために不可欠なものとされてき

た。

かかる理念のもと、教育委員たちが国や首長から独立して教育委員会を運営し、自治体の教育行政をすすめてきた。これまでも、例えば大阪府において、違法な思想調査が強行されそうになったとき、市教育委員会が反対して教職員などへの調査を阻止するなど、教育委員会は政治的介入の防波堤としての役割を果たしてきたのであった。

(2) 大綱の策定の問題

ところが、本改正案は、政府や首長に大きな権限を与え、教育委員会を政府や首長の方針を具体化する単なる「下請け機関」に引き下げている。

具体的には、まず、首長に教育の条件整備など重要な教育施策の方向性等につき大綱を策定する権限を与え、さらにこの大綱の策定にあたっては政府の策定する教育振興基本計画を参照することを義務付けている(第一条の第三項)。これにより政府や首長が教育に介入できる枠組みが作られることになる。

本改正案は、大綱の策定権限について、教育委員会の所掌とされている事務を「管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない」(第一条の第三項)という規定を置いてはいない。しかし、そもそも文言が曖昧であって、大綱

で決めることのできる範囲を何ら明文上限定していない。

したがって、首長は政府の教育振興基本計画に沿う範囲で、教育施策について無限定に大綱として定めることが可能となる。「愛国心」をことさらに強調する安倍内閣のもとでは、「日本人としての誇りをもち、愛国心を育成するような教科書を使用する」といった大綱も策定される危険がある。

かかる大綱につき、教育長と教育委員は、大綱に即して教育行政の運営を行うよう「意を用い」る義務を負う(第二条第八項、第二条)。(第七条第一項)として、罷免されるおそれがあるため、大綱による非常に強力な支配・介入の仕組みが作られることになる。

(3) 新教育長創設の問題

現行制度では、教育委員会が教育長を任命し指揮監督して事務にあたらせている。ところが、本改正案は、このあり方を根本から改め、現行の教育委員長と教育長を統合し、新教育長を創設して、この新教育長のもとで教育委員会を運営するとしている。また、現行では、教育長は教育委員による互選で選出していたものを、本改正案は、新教育長の任免を首長が行うこととし、新教育長の任期を四年から三年に縮減している

(第四条第一項、第五条、第三案第一項)。

本改正案が実現されると、首長が教育長の任免権を有し、任期四年の首長が在職中少なくとも一度は人事権を行使できるようになる。一方で、教育長に対する教育委員会の指揮監督権限が失われる。これにより、首長と教育長が一体となって暴走した場合、教育委員会がこれを止めることは困難になる。

3 二〇一三年六月に発表された自民党総合政策集に

おいて、「さあ教育を取り戻そう」というキャッチフレーズのもと、「わが国を愛する心を養う教育」の推進が明記されているように、安倍政権は教育への介入に高い意欲を示している。

その後も二〇一三年二月に安倍内閣が閣議決定した「国家安全保障戦略」において、愛国心育成を「社会的基盤の強化」のために必要であると位置づけていることからすると、教育への介入の目的は、戦争をするための人づくりにあると言わねばならない。まさに教育が戦争のために利用される状況が再び作られようとしている。

4 教育は、「国のための人材づくり」のためにも

のではなく、「教育を受ける権利」(学習権、憲法二六条)という観点から、一人ひとりの子どもの成長発達の権利を実現するためのものとして位置づけら

れなければならぬ。

当部会は、一九五四年の設立以来、戦争で多くのものを失った経験を踏まえ、平和を守る活動を続けてきた。今、戦争のために教育が利用されかねない状況が作られつつあることに對し、過ちを再び繰り返すことのないよう、本改正案の廃案を強く

求めるものである。
二〇一四年六月九日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

閣議決定による集団的自衛権容認の動きに反対する緊急声明

1 安倍晋三首相は、二〇一四年五月一日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）による報告書の提出を受けて、即日、記者会見を行い、政府としての「基本的方向性」を発表して集団的自衛権行使に積極的な姿勢を示した。

その後、安倍首相は、集団的自衛権の行使が無限定にならないように要件を課すと述べ、今通常国会の期限である六月二二日までに閣議決定を行い、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を限定的に容認すると繰り返し述べている。

2 しかし、そもそも集団的自衛権行使の容認は、これまで積み重ねられてきた政府の憲法解釈を覆すものであるが、なぜ今、これまでの憲法解釈を

くつがえさなければならぬのが全く説明されていない。
さらに報告書の中の限定容認論で語られている集団的自衛権の六つの「行使要件」は、実態的には何らの限定にならないものである。なぜならば、「我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」や「武力攻撃を受けた国の明示の要請又は同意」という要件は、集団的自衛権の定義そのものであるからである。また、「第三国を軍隊が通過する場合の当該国の同意」は、国際法上必要とされる条件であり、「事前又は事後における国会の承認」や「政府による政策判断と閣議決定」などは国内法上当然に要求される手続きであるからである。むしろ、集団的自衛権が、いわゆる「地球の裏側」で行

使することも否定されていない。

これらの批判を受けて、安倍首相は、自衛権行使について、一九七二年田中内閣時に示された三要件を変更して、新たな三要件を検討するとした。そしてこれまで「わが国に対する急迫不正の侵害があること」とされていた要件を、「わが国への武力攻撃が発生したこと」に加えて、「他国に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがあること」とするという。しかし、「おそれ」の文言は抽象的なため、政府の解釈次第で行使の対象がいくらかでも拡大できるのであって、これでは何ら歯止めにはならない。

3 このように安倍首相が集団的自衛権行使容認を急ぐのは、憲法の基本原理である平和主義を捨て、日本がアメリカとともに海外で「戦争する国」に変えるためにほかならない。今後は、今年二月に予定されている日米新ガイドラインの改定交渉を通じて、アメリカとの軍事協力の緊密化、日本の軍事負担の増大に突き進むことになるであろう。

そもそも、日本国憲法前文および九条は、日本の過去の侵略戦争に対する痛切な反省を踏まえて規定されたものであつて、具体的権利としての平和的生存権を定めるとともに、武力の行使、武力による威嚇を禁止し、一切の戦力を保持しないとす

2014年度日程のご案内

秋田総会で2014年度の日程と開催地を決定しました。
手帳にご記入ください。

【常任委員会】

- *第2回 2014年 9月12日(金)～13日(土) 広島
- *第3回 2014年12月 5日(金)～ 6日(土) 東京
- *第4回 2015年 3月 6日(金)～ 7日(土) 新潟

第46回定時総会のお知らせ

2015年 6月27日(土)～28日(日) 兵庫県

て、軍事力によらない徹底した平和主義を実現しようとするものである。「国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とする憲法九条の規定からすれば、自衛隊が海外で軍事力を行使できるという集団的自衛権の行使は明文に反するというしかない。このように明文に反する解釈を政府が行うことは、政府自身による憲

法破壊そのものであり立憲主義の放棄である。

4 当部会は、本年五月二四日に「立憲主義に反する『解釈改憲』による集団的自衛権の行使容認」に反対する議長声明を発表したが、閣議決定による集団的自衛権の行使容認の動きが強まる中で、あらためて、憲法九条の意義を掘り崩すあらゆる動きに対して反対していくことを表明するとともに、と

りわけ集団的自衛権行使容認を閣議決定で強行することに強く反対する。

二〇一四年六月一八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

編集後記

▼ある日、突然、左の腕を動かすと左肩の周囲に激痛が走るようになってしまった。左側を下にして寝ることが多いので、寝違えかなとも思っていたが、何日も治まらず、その痛みは尋常でなかった。腕をひねったり、うえに上げようとすると、肩の周囲が雷に打たれたような(もちろん打たれた経験はないのだが)衝撃が走り、しばらく力が入らなくなるという困った状態である。▼これが五〇肩(肩関節周囲炎)かと、この病名を口にするのは、できれば避けたかったが年には勝てない。もっとも、まだ四〇歳台半ばなので四〇肩でよいのかなどと考えていたが、それにしても痛い。

▼ポルタレンテープを貼ったりして、三ヶ月を過ごしたが、全く良くならず、治癒まで一年半も待つていられないので、ネットにでいたヒアルロン酸注射を受けに整形外科へ行くことにした。医師からは「五〇肩ですね。」と想定どおりの診断がなされ、治療方法は動かすこととヒアルロン酸の注射があると説明されたが、ヒアルロン酸注射は気休めですよ、とも付け加えられてしまった。▼できることはして下さいと言って、ヒアルロン酸注射に挑んだ。一週間毎に五回打ちますからと言われ、現在まで三回打ったが、気休めにもなっていない。ただ、五回目に奇跡が起らないかと淡い期待を抱きつつ、地道に運動で治そうかと思ひ直している。(高木宏行)